

議案第 1 1 号

守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例

守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条
例（昭和 5 3 年守谷町条例第 6 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 3 月 2 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和53年守谷町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第11条の見出し及び同条第1項中「市長等」の次に「及び議会の議員」を加える。

第12条の見出し中「車賃等」の前に「市長等及び議会の議員の」を加え、同条第1項中「市長等」の次に「及び議会の議員」を加え、「宿泊料」を削り、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長等及び議会の議員の内国旅行の宿泊費は、出張中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表第5に掲げる宿泊費基準額と現に支払った費用の額を比較していずれか少ない額とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該宿泊に要する費用の額とする。

(1) 会議等の主催者から宿泊施設の指定があり、当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であると出張命令権者が認めるとき。

(2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

第13条を削る。

第14条第2項第2号中「宿泊料」を削り、同条を第13条とする。

第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。

別表第1中「800,000円」を「880,000円」に、「646,000円」を「710,600円」に、「604,000円」を「664,400円」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第12条関係）

職名	報酬月額
議長	430,000円
副議長	397,000円
議員	367,000円

別表第3を次のように改める。

別表第3（第9条、第10条、第13条関係）

区分	職名	報酬区分	報酬	車賃 (1キロメートル)	食卓料 (1夜につ
----	----	------	----	-----------------	--------------

			(円)	(円)	につ き) (円)	き) (円)	
執行 機関	教育委員会委員		月額	44,000	60	2,400	
	選挙管理 委員会	委員長	日額	13,500	60	2,500	
		委員	日額	11,500	60	2,400	
	監査委員	識見を有 する者の うちから 選任され た委員	月額	100,000	60	2,500	
		議会議員 のうちか ら選任さ れた委員	月額	40,000	60	2,500	
	農業委員会	会長	月額	64,000	60	2,500	
		会長 代理	月額	54,000	60	2,500	
		委員	月額	52,000	60	2,400	
	固定資産評 価審査委員 会委員	委員長	日額	8,600	60	2,400	
		委員	日額	7,700	60	2,400	
	附属 機関	特別職報酬 等審議会	会長	日額	11,900	60	2,400
			委員	日額	10,300	60	2,400
行政不服審 査会		会長	日額	11,900	60	2,400	
		委員	日額	10,300	60	2,400	
政治倫理審 査会		会長	日額	11,900	60	2,400	
		委員	日額	10,300	60	2,400	
国民保護協議会委員		日額	7,000	60	2,400		
公の施設		委員長	日額	7,900	60	2,400	

指定管理者 選定委員会					
	委員	日額	7, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
官民競争入 札等監理委 員会	委員長	日額	7, 9 0 0	6 0	2, 4 0 0
	委員	日額	7, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
補助金等審 議会	会長	日額	1 1, 9 0 0	6 0	2, 4 0 0
	委員	日額	1 0, 3 0 0	6 0	2, 4 0 0
区制検討委 員会	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	2, 4 0 0
	委員	日額	7, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
男女共同参 画推進委員 会	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	2, 4 0 0
	委員	日額	7, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
総合計画審 議会	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	2, 4 0 0
	委員	日額	7, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
行政改革推 進委員会	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	2, 4 0 0
	委員	日額	7, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
環境審議会	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	2, 4 0 0
	委員	日額	7, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
防災会議委 員	日額	日額	7, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
農業振興地域整備促進 協議会委員		日額	7, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
鳥獣被害対策実施隊隊 員		月額	3, 8 0 0	6 0	2, 4 0 0
中小企業事業資金融資 あっ旋審査会委員		日額	7, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
協働のまち づくり推進 委員会	委員長	日額	7, 9 0 0	6 0	2, 4 0 0

	委員	日額	7, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
民生委員推薦会	委員	日額	7, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
保健福祉審議会	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	2, 4 0 0
	委員	日額	7, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
文化会館運営審議会	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	2, 4 0 0
	委員	日額	7, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
守谷市保育所等利用調整委員会	委員	日額	7, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
国民健康保険運営協議会	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	2, 4 0 0
	委員	日額	7, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
介護認定審査会	会長	日額	2 0, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
	委員	日額	1 8, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
地域包括支援センター運営協議会	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	2, 4 0 0
	委員	日額	7, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
障がい者介護給付等審査会	会長	日額	2 0, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
	委員	日額	1 8, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
災害弔慰金等支給審査委員会	委員長	日額	2 0, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
	委員	日額	1 8, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
地域密着型サービス事業等候補者選考等審査会	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	2, 4 0 0
	委員	日額	7, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
都市計画審議会	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	2, 4 0 0
	委員	日額	7, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
旅館等建築	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	2, 4 0 0

	審査会					
		委員	日額	7, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
	景観審議会	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	2, 4 0 0
		委員	日額	7, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
	空家等対策協議会	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	2, 4 0 0
		委員	日額	7, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
	国土交通省所管公共事業再評価委員会	委員長	日額	7, 9 0 0	6 0	2, 4 0 0
		委員	日額	7, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
	通学区域審議会	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	2, 4 0 0
		委員	日額	7, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
	守谷市いじめ問題重大事態調査委員会	委員長	日額	1 1, 9 0 0 ただし、聴取りその他の調査活動又は報告書の作成等の事務に従事した場合は、5 5, 0 0 0円を超えない範囲で市長が定める額	6 0	2, 4 0 0
		委員	日額	1 0, 3 0 0 ただし、聴取りその他の調査活動又は報告書の作成等の事務に従事した場合は、4 4, 0 0 0円を超えない範囲で市長が定める額	6 0	2, 4 0 0
	守谷市いじめ問題重大事態再調査	委員長	日額	1 1, 9 0 0 ただし、聴取りその他の調査活動又	6 0	2, 4 0 0

	委員会			は報告書の作成等の事務に従事した場合は、５５，０００円を超えない範囲で市長が定める額		
		委員	日額	１０，３００ ただし、聴取りその他の調査活動又は報告書の作成等の事務に従事した場合は、４４，０００円を超えない範囲で市長が定める額	６０	２，４００
	社会教育委員		日額	７，０００	６０	２，４００
	文化財保護審議会委員		日額	７，０００	６０	２，４００
	教育支援委員会委員		日額	７，０００	６０	２，４００
	学校給食センター運営委員会	委員長	日額	７，９００	６０	２，４００
		委員	日額	７，０００	６０	２，４００
	図書館協議会	委員長	日額	７，９００	６０	２，４００
		委員	日額	７，０００	６０	２，４００
	上下水道事業審議会	会長	日額	７，９００	６０	２，４００
		委員	日額	７，０００	６０	２，４００
補助機関	選挙長		日額又は選挙会事務１回につき	１２，３００	４０	２，４００
	選挙立会人		１回につき	１０，５００	４０	２，２００
	開票管理者		１回に	１２，３００	４０	２，２００

	つき			
開票立会人	1 回につき	1 0, 5 0 0	4 0	2, 2 0 0
投票管理者	日額	1 2, 3 0 0	4 0	2, 2 0 0
投票立会人	日額	1 0, 5 0 0	4 0	2, 2 0 0
市産業医	月額	3 4, 0 0 0	4 0	2, 2 0 0
統計調査員	国、県の交付基準による額		4 0	2, 2 0 0
福祉事務所嘱託医	月額	5 6, 0 0 0	4 0	2, 2 0 0
精神科医	月額	1 4, 0 0 0	4 0	2, 2 0 0
保育所嘱託医	年額	8 7, 0 0 0	4 0	2, 2 0 0
保育所嘱託歯科医	年額	5 8, 3 0 0	4 0	2, 2 0 0
児童扶養手当障害判定医	1 件につき	1 7, 5 0 0	4 0	2, 2 0 0
市嘱託医	日額	2 5, 0 0 0	4 0	2, 2 0 0
市嘱託歯科医	日額	2 5, 0 0 0	4 0	2, 2 0 0
学校医	年額	3 5 0, 0 0 0	4 0	2, 2 0 0
学校歯科医	年額	3 5 0, 0 0 0	4 0	2, 2 0 0
学校薬剤師	年額	6 4, 0 0 0	4 0	2, 2 0 0
スポーツ推進委員	日額	6, 0 0 0	4 0	2, 2 0 0
学校運営協議会委員	日額	3, 0 0 0	4 0	2, 2 0 0
農地利用最適化推進委員	月額	4 9, 0 0 0	4 0	2, 2 0 0

別表第 4 を次のように改める。

別表第 4 （第 1 2 条関係）

職名	車賃 (1 キロメートルにつき)	食卓料 (1 夜につき)
----	---------------------	-----------------

市長	60円	2,800円
副市長	60円	2,500円
教育長	60円	2,400円

別表第4の次に次の表を加える。

別表第5（第12条関係）

宿泊先都道府県名	宿泊費基準額
埼玉・東京・京都	27,000円
福岡	25,000円
千葉	24,000円
神奈川・新潟	22,000円
香川	21,000円
熊本	20,000円
北海道・岐阜・大阪・広島	18,000円
山梨・兵庫・宮崎・鹿児島	17,000円
青森・秋田・茨城・富山・長野・愛知・滋賀・奈良・和歌山・高知・佐賀・長崎・大分・沖縄	15,000円
宮城・山形・栃木・群馬・福井・岡山・徳島・愛媛	14,000円
岩手・石川・静岡・三重・島根	13,000円
福島・鳥取・山口	11,000円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由（議案第 1 1 号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、昨今の一般職の人件費の上昇や物価高騰を受け、20 年以上にわたり額が変わっていなかった市長、副市長及び教育長の給料及び非常勤特別職の一部の報酬について増額をし、また昨今の国内の宿泊料の高騰に伴い、従来の国内一律での宿泊料では宿泊先の確保が困難になってきたことを受け、市長、副市長、教育長及び議員の宿泊料を、都道府県ごとの実態に合わせ基準額を設けるものとするため条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改 正	現 行
(市長等及び議会の議員の旅費) 第11条 市長等及び議会の議員が公務のため旅行したときは、旅費を支給する。 2 (略) (市長等及び議会の議員の車賃等の額) 第12条 市長等及び議会の議員の内国旅行の車賃____及び食卓料の額は、別表第4のとおりとする。 2 市長等及び議会の議員の内国旅行の宿泊費は、出張中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表第5に掲げる宿泊費基準額と現に支払った費用の額を比較していずれか少ない額とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該宿泊に要する費用の額とする。 (1) 会議等の主催者から宿泊施設の指定があり、当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であると出張命令権者が認めるとき。 (2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。 3 前2項以外の旅費の額は、一般職の職員の例による。	(市長等_____の旅費) 第11条 市長等_____が公務のため旅行したときは、旅費を支給する。 2 (略) (_____車賃等の額) 第12条 市長等_____の内国旅行の車賃、宿泊料及び食卓料の額は、別表第4のとおりとする。 (新設) 2 前項____以外の旅費の額は、一般職の職員の例による。

(削除)

(非常勤の職員の費用弁償)

第 1 3 条 (略)

2 非常勤の職員が公務のため旅行したときは、費用弁償として、次の各号に掲げる額を合算した額を支給する。

(1) (略)

(2) 別表第 3 に掲げる車賃____、食卓料

3 (略)

(旅費及び費用弁償の支給方法)

第 1 4 条 (略)

(委任)

第 1 5 条 (略)

別表第 1 (第 3 条関係)

【別記 1 参照】

別表第 2 (第 7 条関係)

(議会の議員の費用弁償)

第 1 3 条 議会の議員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として別表第 2 に掲げる職に相当する職員の受ける旅費の額に相当する額を支給する。

2 前項に定めるもののほか、議会の議員が公務のため旅行したときに支給する費用弁償については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(非常勤の職員の費用弁償)

第 1 4 条 (略)

2 非常勤の職員が公務のため旅行したときは、費用弁償として、次の各号に掲げる額を合算した額を支給する。

(1) (略)

(2) 別表第 3 に掲げる車賃、宿泊料、食卓料

3 (略)

(旅費及び費用弁償の支給方法)

第 1 5 条 (略)

(委任)

第 1 6 条 (略)

別表第 1 (第 3 条関係)

【別記 2 参照】

別表第 2 (第 7 条、第 1 3 条関係)

【別記 3 参照】 <u>別表第 3（第 9 条、第 1 0 条、第 1 3 条関係）</u> 【別記 5 参照】 別表第 4（第 1 2 条関係） 【別記 7 参照】 <u>別表第 5（第 1 2 条関係）</u> 【別記 9 参照】	【別記 4 参照】 <u>別表第 3（第 9 条、第 1 0 条、第 1 4 条関係）</u> 【別記 6 参照】 別表第 4（第 1 2 条関係） 【別記 8 参照】 （新設）
---	---

【別記 1】

改 正

職名	給料月額
市長	<u>8 8 0, 0 0 0 円</u>
副市長	<u>7 1 0, 6 0 0 円</u>
教育長	<u>6 6 4, 4 0 0 円</u>

【別記 2】

現 行

職名	給料月額
----	------

市長	800,000円
副市長	646,000円
教育長	604,000円

【別記3】

改正

職名	報酬月額
市長	430,000円
副市長	397,000円
教育長	367,000円

【別記4】

現行

職名	報酬月額	相当する職
議長	430,000円	市長
副議長	397,000円	副市長
議員	367,000円	副市長

【別記 5】

改正

区分	職名	報酬 区分 (円)	報酬 (円)	車賃 (1キロメートルに つき) (円)	食卓料 (1夜につき) (円)
執行 機関	教育委員会委員	月額	44,000	60	2,400
	選挙管理 委員会	委員長	日額	13,500	2,500
		委員	日額	11,500	2,400
	監査委員	識見を有する者の うちから選任され た委員	月額	100,000	2,500
	農業委員会	議会議員のうちから 選任された委員	月額	40,000	2,500
		会長	月額	64,000	2,500
		会長 代理	月額	54,000	2,500
		委員	月額	52,000	2,400
	固定資産評価 審査委員会委員	委員長	日額	8,600	2,400
		委員	日額	7,700	2,400

附属 機関	特別職報酬等 審議会	会長	日額	11,900	60	2,400
		委員	日額	10,300	60	2,400
	行政不服審査会	会長	日額	11,900	60	2,400
		委員	日額	10,300	60	2,400
	政治倫理審査会	会長	日額	11,900	60	2,400
		委員	日額	10,300	60	2,400
	国民保護協議会委員		日額	7,000	60	2,400
	公の施設 指定管理者 選定委員会	委員長	日額	7,900	60	2,400
		委員	日額	7,000	60	2,400
	官民競争入札等 監理委員会	委員長	日額	7,900	60	2,400
		委員	日額	7,000	60	2,400
	補助金等審議会	会長	日額	11,900	60	2,400
		委員	日額	10,300	60	2,400
	区制検討委員会	会長	日額	7,900	60	2,400
		委員	日額	7,000	60	2,400

男女共同参画 推進委員会	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	2, 4 0 0
	委員	日額	7, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
総合計画審議会	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	2, 4 0 0
	委員	日額	7, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
行政改革推進 委員会	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	2, 4 0 0
	委員	日額	7, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
環境審議会	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	2, 4 0 0
	委員	日額	7, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
防災会議委員	日額	日額	7, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
農業振興地域整備促進協議会委員		日額	7, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
鳥獣被害対策実施隊隊員		月額	3, 8 0 0	6 0	2, 4 0 0
中小企業事業資金融資あっ旋審査会 委員		日額	7, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
協働のまちづく り推進委員会	委員長	日額	7, 9 0 0	6 0	2, 4 0 0
	委員	日額	7, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
民生委員推薦会委員		日額	7, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0

保健福祉審議会	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	2, 4 0 0
	委員	日額	7, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
文化会館運営 審議会	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	2, 4 0 0
	委員	日額	7, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
守谷市保育所等利用調整委員会委員		日額	7, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
国民健康保険 運営協議会	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	2, 4 0 0
	委員	日額	7, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
介護認定審査会	会長	日額	2 0, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
	委員	日額	1 8, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
地域包括支援 センター運営 協議会	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	2, 4 0 0
	委員	日額	7, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
障がい者介護 給付等審査会	会長	日額	2 0, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
	委員	日額	1 8, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
災害弔慰金等 支給審査委員会	委員長	日額	2 0, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
	委員	日額	1 8, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0

地域密着型サービス事業等候補者選考等審査会	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	2, 4 0 0
	委員	日額	7, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
都市計画審議会	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	2, 4 0 0
	委員	日額	7, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
旅館等建築審査会	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	2, 4 0 0
	委員	日額	7, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
景観審議会	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	2, 4 0 0
	委員	日額	7, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
空家等対策協議会	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	2, 4 0 0
	委員	日額	7, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
国土交通省所管公共事業再評価委員会	委員長	日額	7, 9 0 0	6 0	2, 4 0 0
	委員	日額	7, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
通学区域審議会	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	2, 4 0 0
	委員	日額	7, 0 0 0	6 0	2, 4 0 0
守谷市いじめ問	委員長	日額	1 1, 9 0 0	6 0	2, 4 0 0

	題重大事態調査委員会		ただし、聴取りその他の調査活動又は報告書の作成等の事務に従事した場合は、55,000円を超えない範囲で市長が定める額		
	委員	日額	10,300 ただし、聴取りその他の調査活動又は報告書の作成等の事務に従事した場合は、44,000円を超えない範囲で市長が定める額	60	2,400
守谷市いじめ問題重大事態再調査委員会	委員長	日額	11,900 ただし、聴取りその他の調査活動又は報告書の作成等の事務に従事した場合は、55,000円を超えない範囲で市長が定める額	60	2,400

	委員	日額	10,300 ただし、聴取りその他の調査活動又は報告書の作成等の事務に従事した場合は、44,000円を超えない範囲で市長が定める額	60	2,400
	社会教育委員	日額	7,000	60	2,400
	文化財保護審議会委員	日額	7,000	60	2,400
	教育支援委員会委員	日額	7,000	60	2,400
	学校給食センター運営委員会	委員長	7,900	60	2,400
		委員	7,000	60	2,400
	図書館協議会	委員長	7,900	60	2,400
		委員	7,000	60	2,400
	上下水道事業審議会	会長	7,900	60	2,400
		委員	7,000	60	2,400
補助機関	選挙長	日額又は選挙	12,300	40	2,400

	会 事 務 1 回 に つき			
選挙立会人	1 回 に つき	1 0 , 5 0 0	4 0	2 , 2 0 0
開票管理者	1 回 に つき	1 2 , 3 0 0	4 0	2 , 2 0 0
開票立会人	日 額	1 0 , 5 0 0	4 0	2 , 2 0 0
投票管理者	日 額	1 2 , 3 0 0	4 0	2 , 2 0 0
投票立会人	月 額	1 0 , 5 0 0	4 0	2 , 2 0 0
市産業医	月 額	3 4 , 0 0 0	4 0	2 , 2 0 0
統計調査員	国、県の交付基準による額		4 0	2 , 2 0 0
福祉事務所嘱託医	月 額	5 6 , 0 0 0	4 0	2 , 2 0 0
精神科医	月 額	1 4 , 0 0 0	4 0	2 , 2 0 0
保育所嘱託医	年 額	8 7 , 0 0 0	4 0	2 , 2 0 0
保育所嘱託歯科医	年 額	5 8 , 3 0 0	4 0	2 , 2 0 0
児童扶養手当障害判定医	1 件 に つき	1 7 , 5 0 0	4 0	2 , 2 0 0
市嘱託医	日 額	2 5 , 0 0 0	4 0	2 , 2 0 0

市嘱託歯科医	日額	25,000	40	2,200
学校医	年額	350,000	40	2,200
学校歯科医	年額	350,000	40	2,200
学校薬剤師	年額	64,000	40	2,200
スポーツ推進委員	日額	6,000	40	2,200
学校運営協議会委員	日額	3,000	40	2,200
農地利用最適化推進委員	月額	49,000	40	2,200

【別記５】

現 行

別表第３（第９条、第１０条、第１４条関係）

区分	職名		報酬 区分	報酬	車賃 (１キロメー トルにつき)	宿泊料（１夜につき）		食卓料 (１夜につ き)
						甲地方	乙地方	
執行 機関	教育委員会委員		月額	４０，０００	６０	１１，６００	１１，６００	２，４００
	選挙管理委 員会	委員長	日額	１２，３００	６０	１２，３００	１２，３００	２，５００
		委員	日額	１０，５００	６０	１１，６００	１１，６００	２，４００
	監査 委員	識見を有する者 のうちから選任 された委員	月額	６０，０００	６０	１２，３００	１２，３００	２，５００
		議会議員のうち から選任された 委員	月額	４０，０００	６０	１２，３００	１２，３００	２，５００
	農業委員会	会長	月額	５７，０００	６０	１２，３００	１２，３００	２，５００
		会長代理	月額	５０，５００	６０	１２，３００	１２，３００	２，５００
		委員	月額	４８，６００	６０	１１，６００	１１，６００	２，４００

附属 機関	固定資産評価審査委員会委員		日額	7, 0 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
	特別職報酬 等審議会	会長	日額	1 1, 9 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
		委員	日額	1 0, 3 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
	行政不服 審査会	会長	日額	1 1, 9 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
		委員	日額	1 0, 3 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
	政治倫理 審査会	会長	日額	1 1, 9 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
		委員	日額	1 0, 3 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
	国民保護協議会委員		日額	7, 0 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
	公の施設指 定管理者選 定委員会	委員長	日額	7, 9 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
		委員	日額	7, 0 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
	官民競争入 札等監理委 員会	委員長	日額	7, 9 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
		委員	日額	7, 0 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
	補助金等 審議会	会長	日額	1 1, 9 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
		委員	日額	1 0, 3 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
	表彰審査会委員		日額	7, 0 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
	区制検討	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0

	委員会	委員	日額	7, 0 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
	男女共同 参画推進 委員会	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
		委員	日額	7, 0 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
	総合計画 審議会	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
		委員	日額	7, 0 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
	行政改革 推進委員会	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
		委員	日額	7, 0 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
	環境審議会	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
		委員	日額	7, 0 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
	防災会議委員		日額	7, 0 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
	農業振興地域整備促進 協議会委員		日額	7, 0 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
	鳥獣被害対策実施隊 隊員		月額	3, 8 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
	中小企業事業資金融資 あっ旋審査会委員		日額	7, 0 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
	協働のまち づくり推進 委員会	委員長	日額	7, 9 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
		委員	日額	7, 0 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0

民生委員推薦会委員		日額	7, 0 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
保健福祉審議会	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
	委員	日額	7, 0 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
文化会館運営審議会	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
	委員	日額	7, 0 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
守谷市保育所等利用調整委員会委員		日額	7, 0 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
国民健康保険運営協議会	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
	委員	日額	7, 0 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
介護認定審査会	会長	日額	2 0, 0 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
	委員	日額	1 8, 0 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
地域包括支援センター運営協議会	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
	委員	日額	7, 0 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
障がい者介護給付等審査会	会長	日額	2 0, 0 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
	委員	日額	1 8, 0 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
災害弔慰金等支給審査委員会	委員長	日額	2 0, 0 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
	委員	日額	1 8, 0 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0

地域密着型 サービス事 業等候補者 選考等審査 会	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
	委員	日額	7, 0 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
都市計画 審議会	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
	委員	日額	7, 0 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
旅館等 建築審査会	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
	委員	日額	7, 0 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
緑の審議会	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
	委員	日額	7, 0 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
景観審議会	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
	委員	日額	7, 0 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
空家等対策 協議会	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
	委員	日額	7, 0 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
国土交通省 所管公共事 業再評価委 員会	委員長	日額	7, 9 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
	委員	日額	7, 0 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0

通学区域 審議会	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
	委員	日額	7, 0 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
守谷市いじ め問題重大 事態調査委 員会	委員長	日額	1 1, 9 0 0 ただし、聴取り その他の調査活 動又は報告書の 作成等の事務に 従事した場合 は、5 5, 0 0 0円を超えない 範囲で市長が定 める額	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
	委員	日額	1 0, 3 0 0 ただし、聴取り その他の調査活 動又は報告書の 作成等の事務に 従事した場合 は、4 4, 0 0 0円を超えない 範囲で市長が定 める額	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
守谷市いじ め問題重大	委員長	日額	1 1, 9 0 0 ただし、聴取り	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0

事態再調査 委員会			その他の調査活動又は報告書の作成等の事務に従事した場合は、55,000円を超えない範囲で市長が定める額				
	委員	日額	10,300 ただし、聴取りその他の調査活動又は報告書の作成等の事務に従事した場合は、44,000円を超えない範囲で市長が定める額	60	11,600	11,600	2,400
社会教育委員		日額	7,000	60	11,600	11,600	2,400
文化財保護審議会委員		日額	7,000	60	11,600	11,600	2,400
教育支援委員会委員		日額	7,000	60	11,600	11,600	2,400
学校給食センター運営	委員長	日額	7,900	60	11,600	11,600	2,400
	委員	日額	7,000	60	11,600	11,600	2,400

	委員会							
	図書館 協議会	委員長	日額	7, 9 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
		委員	日額	7, 0 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
	上下水道 事業審議会	会長	日額	7, 9 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
		委員	日額	7, 0 0 0	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
補 助 機 関	選挙長		日額又は選挙 会事務 1回につ き	1 2, 3 0 0	4 0	1 0, 9 0 0	1 0, 9 0 0	2, 2 0 0
	選挙立会人		1回につ き	1 0, 5 0 0	4 0	1 0, 9 0 0	1 0, 9 0 0	2, 2 0 0
	開票管理者		1回につ き	1 2, 3 0 0	4 0	1 0, 9 0 0	1 0, 9 0 0	2, 2 0 0
	開票立会人		1回につ き	1 0, 5 0 0	4 0	1 0, 9 0 0	1 0, 9 0 0	2, 2 0 0
	投票管理者		日額	1 2, 3 0 0	4 0	1 0, 9 0 0	1 0, 9 0 0	2, 2 0 0
	投票立会人		日額	1 0, 5 0 0	4 0	1 0, 9 0 0	1 0, 9 0 0	2, 2 0 0
	市産業医		月額	3 4, 0 0 0	4 0	1 0, 9 0 0	1 0, 9 0 0	2, 2 0 0
	統計調査員		国、県の交付基準によ る額		4 0	1 0, 9 0 0	1 0, 9 0 0	2, 2 0 0

福祉事務所嘱託医	月額	5 6, 0 0 0	4 0	1 0, 9 0 0	1 0, 9 0 0	2, 2 0 0
精神科医	月額	1 4, 0 0 0	4 0	1 0, 9 0 0	1 0, 9 0 0	2, 2 0 0
保育所嘱託医	年額	8 7, 0 0 0	4 0	1 0, 9 0 0	1 0, 9 0 0	2, 2 0 0
保育所嘱託歯科医	年額	5 8, 3 0 0	4 0	1 0, 9 0 0	1 0, 9 0 0	2, 2 0 0
児童扶養手当障害 判定医	1 件に つき	1 7, 5 0 0	4 0	1 0, 9 0 0	1 0, 9 0 0	2, 2 0 0
市嘱託医	日額	2 5, 0 0 0	4 0	1 0, 9 0 0	1 0, 9 0 0	2, 2 0 0
市嘱託歯科医	日額	2 5, 0 0 0	4 0	1 0, 9 0 0	1 0, 9 0 0	2, 2 0 0
学校医	年額	3 5 0, 0 0 0	4 0	1 0, 9 0 0	1 0, 9 0 0	2, 2 0 0
学校歯科医	年額	3 5 0, 0 0 0	4 0	1 0, 9 0 0	1 0, 9 0 0	2, 2 0 0
学校薬剤師	年額	6 4, 0 0 0	4 0	1 0, 9 0 0	1 0, 9 0 0	2, 2 0 0
スポーツ推進委員	日額	6, 0 0 0	4 0	1 0, 9 0 0	1 0, 9 0 0	2, 2 0 0
学校運営協議会委員	日額	3, 0 0 0	4 0	1 0, 9 0 0	1 0, 9 0 0	2, 2 0 0
農地利用最適化推進 委員	月額	4 5, 6 0 0	4 0	1 0, 9 0 0	1 0, 9 0 0	2, 2 0 0

【別記 7】

改正

職名	車賃 (1キロメートルにつき)	食卓料 (1夜につき)
市長	60円	2,800円
副市長	60円	2,500円
教育長	60円	2,400円

【別記8】

現行

職名	車賃 (1キロメートルにつき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
		甲地方	乙地方	
市長	円 60	円 13,700	円 13,700	円 2,800
副市長	60	12,300	12,300	2,500
教育長	60	11,600	11,600	2,400

【別記 9】

別表第 5 （第 1 2 条関係）

宿泊先都道府県名	宿泊費基準額
埼玉・東京・京都	2 7, 0 0 0 円
福岡	2 5, 0 0 0 円
千葉	2 4, 0 0 0 円
神奈川・新潟	2 2, 0 0 0 円
香川	2 1, 0 0 0 円
熊本	2 0, 0 0 0 円
北海道・岐阜・大阪・広島	1 8, 0 0 0 円
山梨・兵庫・宮崎・鹿児島	1 7, 0 0 0 円
青森・秋田・茨城・富山・長野・愛知・滋賀・奈良・和歌山・高知・佐賀・長崎・大分・沖縄	1 5, 0 0 0 円
宮城・山形・栃木・群馬・福井・岡山・徳島・愛媛	1 4, 0 0 0 円
岩手・石川・静岡・三重・島根	1 3, 0 0 0 円
福島・鳥取・山口	1 1, 0 0 0 円